

官報号外

平成十一年十一月十七日

○第一百四十六回 参議院会議録第五号

平成十一年十一月十七日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第五号

平成十一年十一月十七日

午前十時 本会議

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

高野博志君から海外渡航のため明十八日から八日間の請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 中小企業基本法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

平成十一年十一月十七日 参議院会議録第五号

請暇の件

中小企業基本法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第一 中小企業基本法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。深谷通商産業大臣。

〔国務大臣深谷隆司君登壇、拍手〕

○国務大臣(深谷隆司君) 中小企業基本法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現行の中小企業基本法は、昭和三十八年、その当時における経済社会の動向等を踏まえて、大企業との格差の是正を政策目標とし、中小企業の規制の拡大等によりその高度化、近代化を図るための施策を総合的に推進すべく制定されました。

しかしながら、基本法制定後三十六年が経過し、この間の急速な経済成長とその後の成熟経済への移行、これに伴う消費者の価値観の多様化、急激な国際化の進展等により我が国経済社会も大きな変化を遂げるとともに、開拓率の逆転など中小企業をめぐる状況も大きく変化いたしておりました。

こうした中、現行基本法が規定する政策体系につきましては、関係者の多大な努力により成果を上げてまいりましたが、一方で、今日の中小企業が抱える多様な経営課題や新規創業の促進など新たな要請には十分こたえられなくなっています。

このため、中小企業政策審議会の答申を踏まえ、二十一世紀を見据えて、政策体系を抜本的に再構築し、今後の中長期的な政策展開の基軸を明確化するとともに、経済実態の変化も踏まえ、中小企業関係の法律に規定しております。中小企業者

の範囲を改定するため、本法律案を提案した次第であります。次に、この本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業基本法の一部改正でございますが、新たな基本法では、中小企業は我が国経済の活力の源泉であり積極的な役割が期待されるものとして位置づけ、小規模企業からベンチャーエンタープライズまで多様な中小企業が抱えるそれぞれの弱みを克服し、機動性など中小企業ならではの独自の強みを發揮し活躍できるような政策へと転換すべく、独立した中小企業の多様で活力ある成長発展を基本理念といたしております。

また、新たな政策理念に基づき、資金、人材等中小企業に不足する経営資源の確保の円滑化、取引の適正化等基盤的な施策として中小企業の経営基盤の強化を、また、中小企業の強みを生かし創意工夫に基づく成長に向けた自主的努力をすそ野に広く支援する施策として経営の革新及び創業の促進を、そして、経済環境の急激な変化等に対して脆弱な中小企業に対する施策である環境変化への適応の円滑化の三点を、政策の基本方針として再構築することとしております。

第二に、中小企業基本法を初めていたしました。関係法律における中小企業に関する施策の対象とする中小企業者の範囲を、製造業その他の事業を営む企業につきましては、資本金基準を現行の一億円以下から三億円以下に引き上げ、卸売業については、資本金基準を現行の三千万円以下から一億円以下に、サービス業については資本金基準を現行の一千万円以下から五千万円以下に引き上げるとともに、従業員基準を現行の五十人以下から百人以下に、小売業については、資本金基準を現行の一千円以下から五千万円以下とするこ

とをしております。

以上が本法律の趣旨であります。(拍手)

一法律が対象となつております。

本改正は、中小企業基本法のほか、関係の三十

条に始まり、昭和三十八年に中小企業基本法が制定され、その礎が築かれました。しかし、昭和四十八年の第一次石油ショックを契機として、これまでの物、金といったハード面の対策よりも、技術、人材、情報といったソフトな経営資源などに重点が移ってきました。さらに、近年では新規創業や新分野進出、技術の向上、産業集積の活性化支援などが施策の重点とされてきております。

このように、我が国の中小企業政策は時代環境の変化に応じて、それぞれ施策の重点を変えておりましたが、その基本的な目標は一貫して、経済の二重構造論を背景とした非近代的な中小企業構造を克服するという格差の是正にありました。

○議長(斎藤十朗君) 私は、自由民主党、公明党及び自由党を代表いたしまして、ただいま議題となりました中小企業基本法等の一部を改正する法律案に対し質問をいたします。

昨年夏、不況のどん底からスタートした小渕政権は、まず経済再生、とりわけ金融システムの改革、そして暗たんたる不安、不振にあえぐ中小企業対策に全力を注いだところであります。

本年一月の通常国会における所信演説では、総理は、全国の中小企業の皆様から何とか苦境を乗り切ることができたなどの声が数多く寄せられたと率直な心境を吐露しております。が、今日、幾分明るい兆しがあるものの、中小企業にあってはまだまだ厳しい状況が続いております。

そして、さきの通常国会では、引き続き産業再生、経済新生対策への強い取り組みの中で、今回臨時国会を中小企業国会と位置づけ、中小企業の果たす役割に高い評価と期待を表明しているところであります。

さて、今までの中小企業政策を振り返ってみると、戦後復興期の昭和二十三年の中小企業庁設立され、その礎が築かれました。しかし、昭和四十八年の第一次石油ショックを契機として、これまでの物、金といったハード面の対策よりも、技術、人材、情報といったソフトな経営資源などに重点が移ってきました。さらに、近年では新規創

業や新分野進出、技術の向上、産業集積の活性化支援などが施策の重点とされてきております。

このように、我が国の中小企業政策は時代環境の変化に応じて、それぞれ施策の重点を変えておりましたが、その基本的な目標は一貫して、経

しかし、今回の政府提出の改正案では、中小企業政策の理念、重点政策等が大幅に変更されるわけであります。しかし、変更するに当たりまして、今まで講じられてきた中小企業政策をどのように評価されておられるのか。

特に、今期の雇用情勢は景気回復のおくれ、企業倒産、リストラなどにより依然として厳しいものがありますが、今後の雇用確保の見通しを伺うとともに、このような時期に雇用の大宗をなす中小企業に係る政策を変更しなければならない理由をまず総理にお伺いいたします。

次に、昨今、新規事業の創出やベンチャー企業の育成が円滑に進めば、景気回復、産業構造転換、雇用確保などが著しく進展するかの風潮があります。

改めて申し上げるまでもなく、我が国雇用の大多数を吸収し、現在も我が国経済の屋台骨となっているのは既存の中小企業であります。もちろん創業支援も必要であります。しかし、既存の中小企業の活性化がなければ我が国経済の本格的な回復にもおのずから限界があるのではないかでしょう。しかも、こうした圧倒的多数の中小企業が存在する中で新たな政策転換を行うに当たっては、既存の中小企業にとって、政策転換に伴う不利益をいかに少なくし、新たな政策との調整を行つていくことが重要であると思います。

総理は、こうした既存の中小企業に対して、今後とも積極的に支援を行うことの必要性についてどうお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、定義改定の問題についてお伺いいたします。

中小企業の範囲の拡大によって新たに一万六千社が中小企業の中に入っていますが、それによつて中堅企業も対象となり、限られた中小企業予算が中堅企業にも分配されて、切実に必要としている中小零細企業対策に十分に行き届かなくなってしまうおそれがあります。

ちなみに、一般会計における中小企業対策のための当初予算是、過去十年間、千九百億円台で推移しております。ほんと変化していません。したがいまして、この範囲の拡大のためはもとより、中小企業重視にふさわしい平成十二年度予算の大額な拡充が必要だと思います。

さて、さはざりながら、日本経済を立て直すためにはどうしても創業・ベンチャー対策をぜひ充実させなければなりません。研究開発や技術開発等の商品化・市場開拓、資金等の経営上の問題等に対して積極的に国がかかわっていくことが必要ではないかと考えます。

幸いにも、今回の改正案の主要な柱の一つはこの考え方沿って策定されたものであり、経済新生対策では、五年後に年間開業企業数が十万社程度増加することを目指として掲げております。その実現のためには、創業精神に大きなインセンティブを与えるアクションプログラムについて、規制緩和を含め、具体的に打ち出すことが緊要であり、その取り組みについて通産大臣にお伺いいたします。

次に、中小企業に対する金融支援のあり方であります。最近、石原都知事が債券市場の創設を提唱したり、米国のNASDAQ市場を我が国にも開設しようとする動きがあります。また、中小企業の発行する私募債に対して信用保証協会が信用保証を付与することができるよう、中小企業信用保証法と信用保証協会法の改正が今国会に予定され、ハイテク企業やベンチャー企業等に対し直接金融へ新たな道が開け、大いに期待されます。

他方一方、先月の中小企業地域景況モニターによれば、現在の資金繰り状況について依然として厳しいとする中小企業は約半数以上も占めております。したがって、これまで間接金融に依存しないであります。

持していくためには、政府系金融機関による低利

融資制度や公的信用保証の充実が引き続き必要であります。

あると思います。特に、中小企業金融安定化特別保証の枠を十兆円拡大し、期間も一年延長すると

ことです。

中小企業の大活性化に向けた総理の御決意をお伺いします。

（拍手）

（国務大臣小淵惠三君登壇、拍手）

（國務大臣小淵惠三君登壇、拍手）須藤良太郎議員にお答え申し上げます。

冒頭、これまでの中小企業政策を振り返られた上で、政策の評価についてお尋ねがありました。中小企業のこれまでの発展は、中小企業の皆様方の努力の結果ではありますが、政府の講じた施策が貢献したことでも事実であると考えております。

今回の中小企業基本法の改正は、現下の企業の開拓率の逆転や依然として厳しい雇用情勢のもとで、中小企業を日本経済のダイナミズムの源泉と位置づけ、創業の促進等産業と雇用を生み出す政策体系の構築を目指すものであります。中小企業を含む多様なニーズに対応するきめ細かな政策を開拓することによりまして、雇用の創出につなげたい、このように考えておる次第であります。

既存中小企業に対する支援についての御質問がありました。

新基本法は、創業者やベンチャー企業への支援を政策の新しい柱の一つとするだけではありません。新基本法は、既存の中小企業や零細な小規模企業を含む多様な中小企業に対応して、その政策ニーズに応じてきめ細かな政策展開を行い、その経営基盤の強化を図ることを目指すものであります。

中小企業の活性化に向けた決意につきまして最後にお述べになられました。

中小企業の活性化は今後の我が国経済新生のかぎを握るものでありまして、優秀な人材の確保が中小企業の発展に不可欠であることは御指摘のとおりと考ります。このため、新基本法におきまし

たっております。二十一世紀人材立国計画も活用しながら、中小企業が志向される社会経済体制が確立されて初めて中小企業基本法の基本理念も実現されるのではないかと思いますが、こうした中企業の大活性化に向けた総理の御決意をお伺いして、質問を終わります。（拍手）

（國務大臣小淵惠三君登壇、拍手）

（國務大臣小淵惠三君登壇、拍手）須藤良太郎議員にお答え申し上げます。

冒頭、これまでの中小企業政策を振り返られた上で、政策の評価についてお尋ねがありました。中小企業のこれまでの発展は、中小企業の皆様方の努力の結果ではありますが、政府の講じた施策が貢献したことでも事実であると考えております。

今回の中小企業基本法の改正は、現下の企業の開拓率の逆転や依然として厳しい雇用情勢のもとで、中小企業を日本経済のダイナミズムの源泉と位置づけ、創業の促進等産業と雇用を生み出す政策体系の構築を目指すものであります。中小企業を含む多様なニーズに対応するきめ細かな政策を開拓することによりまして、雇用の創出につなげたい、このように考えておる次第であります。

既存中小企業に対する支援についての御質問がありました。

新基本法は、創業者やベンチャー企業への支援を政策の新しい柱の一つとするだけではありません。新基本法は、既存の中小企業や零細な小規模企業を含む多様な中小企業に対応して、その政策ニーズに応じてきめ細かな政策展開を行い、その経営基盤の強化を図ることを目指すものであります。

中小企業の活性化に向けた決意につきまして最後にお述べになられました。

中小企業の活性化は今後の我が国経済新生のかぎを握るものでありまして、優秀な人材の確保が中小企業の発展に不可欠であることは御指摘のとおりと考ります。このため、新基本法におきまし

官 報 (号外)

では、研修を始めとする人材の育成、技術情報の提供等の経営資源の確保に対する支援を重点施策として位置づけております。また、御指摘の二十一世紀人材立国計画も中小企業の人材の育成を図る上で重要な役割を果たすものでありまして、これらの施策を活用しつつ中小企業の活性化に全力で取り組んでまいり所存であります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

○國務大臣(深谷隆司君) 須藤議員の私への質問は二つでござります。

一つは、創業・ベンチャー対策の具体的な中身についてでございます。

議員御指摘のように、創業・ベンチャー企業の育成というのは、新たな産業を興すというだけでなくて、関連産業もさうに興していくという点で極めて重要であります。創業率が廃業率よりも低いという我が国の現状からいきますと、創業・ベンチャー企業を中小企業対策の柱に置くというのは全く御指摘のとおりでございます。

具体的に申し上げますと、そのために、創業者向けの資金供給の円滑化、あるいはベンチャー企業等への投資を行う投資事業組合への公的機関による出資の拡充を図る、あるいは人材、技術等のソフトな経営資源の円滑な確保をきめ細かく行う、そのためのワンストップサービス型の支援体制を整備していく等々が極めて重要であると考えます。創業者やベンチャー企業のニーズに合わせた総合的な対策を積極的にとつてまいりたいと思っております。

もう一つは、中小企業向けの金融支援策についての御指摘をいただきました。

貸し渋りの環境はやや改善しているものの、中小企業に対する貸し渋りは依然として厳しさがあると思っております。

当省といたしましては、特別保証制度の延長、一年延長させていただき、その枠を十兆円追加さ

せていただいたところであります。政府系金融機関による貸し渋り対策融資制度の的確な運営等に努めてまいりますとともに、社債への信用保証の付与といったことなど中小企業者の自助努力に少しでもこたえていけるように頑張っていきたいと思っております。(拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君) 中小企業の範囲が拡大されますと、減免等の措置は、当然これを受ける企業が多くなるわけですが、それは問題がないわけでございますけれども、御指摘のように企業の数が拡大いたしますと、従来どおりの予算の配分ということになれば、それだけ薄くなる心配があるではないかという御指摘でございま

す。

このたびの定義の見直しによりまして、恐らく数千、四千ぐらいではないかと思いますが、中小企業の数が対象として増加をいたしますので、たゞいま言われますようなことがありませんように十分注意をいたします。私どもこの国会を中小企業国会とすら考えておりますので、予算につきましては遗漏のないように万全を期してまいりたいと思っております。

それから、從来、中小企業の事業承継についていろいろな障害があつた。例えば小規模宅地等、土地の高騰によりまして親から土地を受け継ぐだけでは相続税が払えないというようなことがあります。創業者やベンチャー企業のニーズに合わせた総合的な対策を積極的にとつてまいりたいと思っております。

○議長(斎藤十朗君) 円より子君。

(円より子君登壇、拍手)

○円より子君 私は、民主党・新緑風会を代表し、中小企業基本法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質問いたしました。

小淵総理は、この臨時国会を中小企業国会と銘打たれました。看板としてはなかなかのもので、も回復の兆しが見えてまいりません。会社倒産やリストラで昨年の男性の自殺者は二万二千三百四十九人と前年比約一〇%増です。倒産件数を見ても資本金五千万円未満の企業の倒産が九六・一%を占めております。

しかし、累次における法律の改正をしていただきましたため、現在、最近の税制では百坪までの評価は八割削減となつておりますので、二割だけが課税の対象になるということになりましたので、この問題は土地価格の上昇がやまつたことでもあります。ほんのわずかで解決されたのではないかと思つておられます。

かりとお見せください。

前国会において通信傍受法が審議されました。が、共産党幹部宅への盗聴事件等の追及について、小淵総理は警察を信頼しているとお答えになりました。そしていわゆる盗聴法は警察への信頼を前提にして強行採決されてしましました。神奈川県警の一連の組織ぐるみの不祥事をどう考えるのか。うそつきは泥棒の始まりと申しますが、国民の信頼を大きく裏切ったという点で、子供たちにあなたはどうのように説明なさるのでしょうか。また、今回のH.Iロケットの打ち上げ失敗は非常に残念なことです。来年二月に運用満期を迎えてエンジニア税制の対象はベンチャー企業等の範囲の拡大を当然考えておりますので、この点につきまして、この法律を御審議いただきまして成り立たしますと範囲が広がるものというふうに考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 円より子君。

(円より子君登壇、拍手)

○円より子君 私は、民主党・新緑風会を代表し、中小企業基本法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質問いたしました。

小淵総理は、この臨時国会を中小企業国会と銘打たれました。看板としてはなかなかのもので、コピーライター的素質がおありなのだと感心しております。

小淵総理は、この臨時国会を中小企業国会と銘打たれました。看板としてはなかなかのもので、も回復の兆しが見えてまいりません。会社倒産やリストラで昨年の男性の自殺者は二万二千三百四十九人と前年比約一〇%増です。倒産件数を見ても資本金五千万円未満の企業の倒産が九六・一%を占めております。

こうした中、喫緊の課題である中小企業対策を実施をいたしました。それでから土地の価格がやみましたがために、現在、最近の税制では百坪までの評価は八割削減となつておりますので、二割だけが課税の対象になるということになりましたので、この問題は土地価格の上昇がやまつたことでもあります。ほんのわずかで解決されたのではないかと思つておられます。

しかし、累次における法律の改正をしていただきましたため、現在、最近の税制では百坪までの評価は八割削減となつておりますので、二割だけが課税の対象になるということになりましたので、この問題は土地価格の上昇がやまつたことでもあります。ほんのわずかで解決されたのではないかと思つておられます。

さて、戦後日本の急速な経済復興、その後のさまざまな経済環境の変化に対し、常に中小企業は日本経済を牽引してまいりました。私たち民主党は、「二十一世紀にふさわしい産業構造とは、ピラミッド型系列や譲送船団方式といった従来型の

形態ではなく、また、欧米のような市場経済万能型でもないリベラル資本主義であると考えています。リベラル資本主義とは、大企業と中小企業、物づくりとサービス、ハードとソフト、中央と地方が互いにビジネスチャンスを与えあっていく豊かな共存型社会です。その実現のためにも中小企業の持つ柔軟性、スピードはこれから日本経済に欠かせないものではないでしょうか。

そこで、中小企業政策に対する将来までを見通した基本理念とビジョンがおありだと思います。それをまずお聞かせください。

次に、今回の改正は、中小企業基本法の趣旨を、弱者を保護するという立場から、やる気のある中小企業を大きく育て、日本経済を活性化させる形に変えるということであり、それは日本経済の再生のかぎは中小企業にあるということです。この位置づけには私も賛成です。

しかしながら、中小企業が現在甚だしい苦境にあるのは、そもそも銀行に多額の公的資金が投入されました。依然として貸し渋りが続いているからなのです。これは人災ではないでしょうか。例えば、商工ローン大手二社に対する大手銀行の融資残高は一千八百億円にも上るといいます。中小企業の人々が額に汗して納めた税金が銀行に大量に投入されているのに、銀行は中小企業には融資せず商工ローンに融資し、その商工ローン各社は四〇%もの高金利で中小企業に貸し付けておられます。その金利で中小企業は首が回らず、倒産に追い込まれたり、人々は自殺を余儀なくされています。しかし、銀行は手を汚さずに中小企業を追いかけています。これが放題でした。責任は政府にあるのです。商工ローンの手口に対する批判は当然です。しかし、銀行は手を汚さずに中小企業を追いかけています。これが放題でした。責任は政府にあるのです。商工ローンへの新規融資を中止するようですが、高金

利とわかつていても銀行からは資金を借りられないために商工ローンから借りていた企業が、今度は商工ローンからも借りられず四苦八苦しております。こうした状況にどう対処すればいいのか、大蔵大臣の御意見をぜひお聞かせください。

最近、外資系企業が日本のノンバンクや倒産した銀行を買収したことが話題になりました。聞くところによりますと、これらの外資系企業は、從来日本でおくれていた無担保個人ローンや中小企業ローンの分野により低い金利での貸し付けを積極的に行なうとしているそうです。日米等の問題が表面化する前に、なぜ日本の商工ローン業者が実質的にもう少し低い金利で健全な貸し付けをやれなかつたのか。また、事業の将来性を見通した保証人抜きの無担保事業金融に積極的になぜ出らなかつたのか。外國の方が日本より金融技術が進んでいるためにこのようになるのでしょうか。大蔵大臣の御所見を伺います。

政府の無策と間違による人災で疲弊している中小企業の中にも自助努力で頑張ろうとしている企業は多くあります。そのやる気を支援するため、事業承継に関する税制上の優遇措置の確立、法人税の軽減税率改定、留保課税の改廃、エンジニア税制の抜本強化などを図るべきと考えます

が、これも大蔵大臣、いかがでしょうか。

中小企業の定義で資本金基準の引き上げにより小規模企業への対策が手薄になるという懸念が既に指摘されております。小規模企業に対し従来以上に配慮するとの総理の御見解ですが、具体的にはどのような施策を講ずるおつもりなのでしょうか。

次に、中小企業の発行する社債に信用保証をつけた法改正が今回含まれております。しかし、中企の中直接金融を行えるところはごく一部でしかありません。大多数は依然間接金融に頼らざるを得ない状況にあるというのが現実です。そのような企業が、今回問題になっている商工ローンなどからの借り入れを余儀なくされているのです。

す。民主党では既に出資法等改正案を前国会で提出しておりますが、出資法と利息制限法の改正には商工ローンからも借りられず四苦八苦しております。こうした状況にどう対処すればいいのか、大蔵大臣の答弁をお伺いいたします。

また、中小企業向けの特別信用保証枠を一兆円拡大するのにあわせ、来年四月からは企業の経営改善計画の提出を義務づけるとのことです。信

用保証協会の融資については、将来的のあるベンチャー企業や新しい雇用の創出につながる事業に絞り込んだり、既往の銀行借り入れの返済に優先充當されることのないよう指導するなど、現実的で効果的な行政があつてしかるべきだったのではないか。また、計画に盛り込むコスト削減策や雇用拡大策等は本当に審査ができるのでしょうか。さらに、計画の実施状況についてはどのようにチェックし、フォローアップするのか、通産大臣の御所見を伺います。

スウェーデンや米国では、金融不良債権処理に公的資金を投入した後、株価や資産価格が約三五〇%上昇し、短期間でストック効果による経済の再生・健全化が達成されたと聞いております。宮澤大蔵大臣が総理と大蔵大臣を歴任された期間を通して、日本はいまだ資産ストック面からの再生が達成されておりません。大銀行、大企業のリスクトロアで、中小企業はいまだに深刻な逆境に苦しんでおります。根源的な解決のためにストック政策も検討すべきだと私は思っておりますが、大蔵大臣と通産大臣の御所見をぜひお伺いしたいと思います。

今回の中小企業基本法の定義に、実はNPOは含まれておません。福祉、介護、育児など、これまでますます女性の就労増が見込まれる分野で思いますが、なぜNPOや組合などの小規模事業者が多いと考えられます。これについてどのような支援策を講じられるのか、総理と通産大臣の答弁をお願いいたします。

また、二〇〇〇年問題に関連して、資金シヨートを起こす中小企業がこの年末に出てくることが予想されますが、これについてどのような支援策を講じられるのか、総理と通産大臣の答弁をお願いいたします。

次に、中小企業の発行する社債に信用保証をつけた法改正が今回含まれております。しかし、中企の中直接金融を行えるところはごく一部でしかありません。大多数は依然間接金融に頼らざるを得ない状況にあるというのが現実です。そのような企業が、今回問題になっている商工ローンなどが可能となるよう、NPOや中小企業組合などから株式会社、有限会社への組織変更が行いやす

くなるような施策を講ずることについてのお考えをお聞かせください。NPOは企業ではないからとおっしゃらず、経企庁に任せているNPOの活性化は期待すべくもないとの意見が大きいことを踏まえ、ぜひ踏み込んだ御答弁を期待いたします。

米国では女性経営者の割合が四割ですが、しかし日本ではたった五・五%と格段に少ないのが現状です。日本の銀行は担保を持っていない人には基本的に融資しないため、これは、銀行には担保以外の審査能力がないのではないか、今判断能力を失っている銀行が多いと思われども、そういう状況のため、女性は運営資金が得にくくないです。

例えば東京市民銀行は、小規模ながらも市民事業に對して担保なしで融資をしていて、地域の豊かな町づくりに貢献しております。女性起業家のへの融資も約七割を占めていますが、今のところ貸倒率はゼロでございます。日本の銀行は担保を持たない小規模企業やベンチャーなど、少しでもリスクのある融資には及び腰なのです。先ほど申し上げました金融技術の問題と関連し、日本の銀行にはリスクを予測し、それに対応した自由化されれた利率を設定するノウハウが欠如しているのではないかでしょうか。これについても大蔵大臣と通産大臣に御答弁願います。

また、二〇〇〇年問題に關連して、資金シヨートを起こす中小企業がこの年末に出てくることが予想されますが、これについてどのような支援策を講じられるのか、総理と通産大臣の答弁をお願いいたします。

やる気を鼓舞する、チャレンジ精神を鼓舞するという点では、中小企業だけでなく教育も大切です。これまで日本は、物づくりに対する日本人特有のきめ細かい技術の改良と創意工夫が国内外の激しい競争に打ち勝つ原動力になってまいりました。しかし、今はどこの大学を卒業したのかといふ学歴至上主義で、むしろ技能を軽視する傾向に

官 報 (号 外)

ございます。起業家精神を養うために、初等中等教育から質育を醸成し、子供のころから物づくりになじむ教育システムを構築すべきではないかと考えます。そして、技能を持つ人々を尊重し評価する制度が必要ではないでしょうか。

また、全国の大学や専門学校などにベンチャー企業を創設したいと思っている人のアイデアを支援する仕組みをつくるべきだと考えますが、総理の御所目はいかがでしょうか。

最後に、経済情勢の変化は、情勢追憶分野によく見られるように、我々が思っている以上に日覚本と従業員の新しいものがござります。今回、資本金と従業員の区分で定義した中小企業者の範囲を十年程度をめどに見直すという衆議院の附帯決議もあります。この一九九九年秋の鳴り物入りで始まった中小企業国会が、今国会だけの中小企業対策に終わらず、経済情勢の変化に見合った見直しを重ね、眞に中小企業が経済新生の原動力となるよう努力されることは約束していただけたでしょうか。

また、こうした急激な変化に政府の対応は後手に回っているだけでなく、政策がくるくる変わることに国民の信頼は地に落ちております。十一世紀の日本社会と国民の人々のために即刻解散・総選挙で国民の信を問われることを要求し、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）
〔国務大臣小淵恵三君登壇、拍手〕
○国務大臣（小淵恵三君） 円より子議員にお答えいたします。

中小企業対策への私自身の取り組みについて尋ねがありました。

したところであります。今般の中小企業基本法の改正等や経済新生対策に盛り込まれた一連の施策等は、このような私の指示を踏まえたものでござい

また、総理就任以降、各地の中小企業の現場を訪れ、その生の声に耳を傾けてまいりましたが、今後とも可能な限り中小企業の方々との意見交換を行い、その御意見を施策に反映させていただきたいと考えております。

警察の不祥事についてのお尋ねがありました。神奈川県警察の一連の不祥事案により、國民の懐のきわみであります。警察におきましては、在不祥事案の未然防止対策の推進及び厳正な対応策等、信頼の回復に向けて全力を取り組んでいます。私といたしましては、警官の厳しい反省のもとで真摯な努力を強く期待いたしてまいりたいと思っております。

H.IIロケットの打ち上げの失敗、東海村の臨時事故の例などを示された上で、政治への信頼についてのお尋ねがございました。

四月の衆院選の結果から、この問題は、その本質的な性質からして、必ずしも、國政運営に當たる問題であることを、しっかりと踏まえ、引き続き全力で國政運営に當たる覚悟であります。

二十一世紀に向けての我が国経済を展望するとき、中小企業は、機動性、柔軟性、創造性を発揮し、我が国経済のダイナミズムの源泉として、古

場経済の苗床——イノベーションの担い手——魅力ある就業機会創出の担い手、地域経済の活性化の牽引力として大いに活躍することが期待されており

ます。このため、中小企業がそれぞれの弱みを克服し、持てる強みを十分に發揮できるよう、政策を構築してまいりたいと思います。

銀行の中小企業に対する貸し済り及び銀行の支工ローンに対する融資についてのお尋ねがありました。

いわゆる貸し渋りの問題につきましては、政省におきましてこれまで、信用保証協会等の信用保

完制度の拡充 早期健全化法による新たな資本構成強制度の創設 政府系金融機関による中小中堅企業等に対する融資の拡充などの措置を講じてまいりましたところであります。

また、昨年末には、私みずから、借り手である中小企業団体や貸し手である金融機関との懇談会を開け、融資の実態や意見等をお聞きするとともに、金融機関に対し改めて適切な対応をお願いしたところであり、金融機関の融資動向につきましては今後とも注視を怠りなくいたしてまいりたいと考えております。

いわゆる商工ローン業者に対する融資を含め、銀行の個々の融資につきましては、民間当事者間の私法契約上の取引でありますので、基本的には各銀行の自主的な経営判断により行われるものであると考えております。

小規模企業に対する政策についてのお尋ねであります。が、国はその自助努力に對して支援し、創業の促進、経営の向上を図るべきものであると考えております。

今般の経済新生対策におきましても、きめ細やかな支援体制の一環として、身近な地域ごとの支援拠点を整備するとともに、創業者や小規模企業等を対象とする無利子設備資金貸付制度を創設するなど、施策の充実に努めておるところであります。

起業家精神を養うための教育の充実についてのお尋ねがありました。

チャレンジ精神を持った人材を育成することは、もとより極めて重要な課題と考えております。

このため、物づくりなど体験的学習の重視、また学校教育や社会教育の中で身についた技能を評価する技能審査制度などの充実、さらに国立大学等の共同研究センターなどの機能を活用し、ベンチャー企業の支援に努めてまいります。

最後に、中小企業者の定義、範囲の見直しについてのお尋ねがありました。

基本法は、中小企業に関する施策について中長期的に基本となる事項を定めるという性格上、頻繁に改正するものではないと考えますが、経済情勢等の中小企業をめぐる環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていくことが重要と考えます。

また、中小企業の活性化につきましては、今後とも全力を挙げて取り組んでまいる所存でござります。 残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣深谷隆司君登壇、拍手〕

え申し上げます。

尋ねでござります。
いわゆる商工ローンと呼ばれている中小企業向け資金業者と保証人や債務者との間のトラブルの

防止につきましては、金融監督庁や業界団体においてただいま取り組みが行われておるところでござ

法的な規制のあり方については、貸金業者に對

する監督や業界における取り組みの状況等を踏まえて、関係省庁において十分な検討がなされるべきであります。

きだと考えております。
なお、通産省といたしましては、中小企業庁等
ご覧のとおりの対応で商工

ローンの苦情等に対し方全を期すように努力をしております。

二つ目の質問は、特別保証制度についての御指摘でございました。

今回の制度の延長に当たりましては、原則として貸し済りを受けていた中小企業を広く対象とす

るとの基本的な考え方方に立ちながらも、来年度においては雇用の増大であるとか販売、生産、仕入等における改善のための各方面的に着手する方針を立てることとする。

れ面に在れるる改善等の建議的な努力の計画を有することを保証の要件として追加することにいたしております。しかし、これは来年四月からの問題

でござりますので、田議員等大勢の皆さんの御意見を踏まえながら、その内容面、手続面の詳細について、さらに今後鋭意検討してまいりたいと思っております。

三番目は、リスクに対応した融資制度についての御指摘でございました。

これは、リスクの伴うところには例えば金利を高く設定するといったような、そういう新たなやり方でございましょう。これは一部の金融機関においては既に始まりつつございますが、だんだんにこのような体制は広がっていくのではないかと考えます。

通産省としましても、民間金融機関が中小企業のリスク評価を行う際の一つのよりどころとして、我々が持つております例えは政府系金融機関とか信用保証協会等であります。これらの企業データを活用するデータベースの構築などにも取り組んでまいりたいと思っております。

それから、最後の御質問は中小企業のコンピューター西暦二〇〇〇年問題につきましてございますが、通商産業省といたしましては、昨年からさまざまな取り組みを行つてまいりたところであります。

その結果といたしまして、中小企業の対応の今日の状況を申し上げますと、本年十一月の調査でございますけれども、対応済みまたは作業中と回答した企業は、事務処理系システムでは九二%であります。マイクロコンピューター内蔵機器では八五%というふうに、大幅に対応は増加しているわけであります。

今後は、中小企業に対して危機管理計画の策定を一層促進しますとともに、年末年始、さらに万一事態を考えまして、緊急相談窓口の設置などを専門家をいつでも派遣するような体制をつくりたいと思います。

なお、コンピューター西暦二〇〇〇年問題への対応も含めて、年末における資金需要の増大につきましては、特別保証制度の活用などを通じて、

中小企業の皆様の資金繰りに困らないような状態で万全を期していきたいと思っております。

(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 銀行が商工ローン等に多額の融資をして中小企業を顧みていないという趣旨の御質問につきまして、先ほど総理から御答弁になりましたが、そのような世評、世論にかんがみまして、金融監督庁におきまして十一月の初めから、日米及び商工ファンドに対し多額の金融をしております銀行十二三行、外銀を含むようですがございますが、等に対し実態調査を開始いたしております。調査はまだ完了しておりませんが、銀行側もこの状況にはかなり敏感に反応しておるようでございます。いずれにしても、調査が済みましたらトータルの姿は公表するという由でございます。

なお、総理が言われましたように、いわゆる信

用保証協会あるいは政府系金融機関でも一生懸命

金融をやっておるわけでございますが、他方で、

今おっしゃいました商工ローンのことはそれでい

が、そうすると今度は金を借りたい人が借りられなくなるだろうということにつきましては、先

ほど立法にお触れになりましたので、それに関し

まして後ほど御答弁を申し上げます。

それから次に、どうも日本の金融というのは、

今、商工ローン業者なんか高い金利で、おまけにそれを保証人に押しつけて債務者や保証人と非

常なぎこぎを起こす。どうももうひとつ知恵がないのではないかということは、実はおっしゃる

ところとおりだと思っていまして、それは、やはり長い

ことと譲送船団方式がありまして競争がございませんでしたから、新しい商品や技術を開発するとい

う努力を金融機関は一向にしてまいりませんで、

ようやくここで自由競争になりましたり外銀が来

たりして、急速にこれは変わつていくようでござ

いませんけれども、過去においてそういうことがございましたことは否定できません。

そこで、コンピューター西暦二〇〇〇年問題への対応も含めて、年末における資金需要の増大につきましては、特別保証制度の活用などを通じて、

に、しかし、それは変わつてまいると考えております。

それから、中小企業の事業承継につきましては、先ほどお答えもいたしましたが、いわゆる土地が非常に高くてお父さんの仕事を継げないといふ問題は、長年立法もしていただきましたし、しまして、今百坪までの土地の評価は八割削減でござりますので二割になつております。したがつて、これは、土地が下がつたこともありますのでござります。

それから、土地が下がつたこともありますのでござりますが、景気の回復に従いまして新規の御質問につきまして、先ほど総理から御答弁になりましたが、そのような世評、世論にかんがみまして、金融監督庁におきまして十一月の初めから、日米及び商工ファンドに対し多額の金

融をしております銀行十二三行、外銀を含むようですがございますが、等に対し実態調査を開始いたして、これは、土地が下がつたこともありますのでござります。

らば立法ができることに政府としても貢献をいたしたい、こう考えておるところだと思います。

それから、ストックを築いていかなければならぬもまことに申しわけないことでございますが、どうもまことに申しわけないことでございます。

それから、ノウハウというの、おっしゃいますように大変におくれておりますので、金利を含まして、あるいは担保であるとか保証であるとか、あるいは

金融技術、新しい商品の開発、これは恐らくこのノウハウというの、おっしゃいますように大変におかれまして、ここで大変に変わつてまいりと

思いますが、それから、金融行政としてもこの点は十分それを刺激してまいりたいと思っております。

それから、金融技術、新しい商品の開発、これは恐らくこのノウハウというの、おっしゃいますように大変におかれまして、ここで大変に変わつてまいりと

思いますが、それから、金融行政としてもこの点は十分それを刺激してまいりたいと思っております。

○国務大臣(堺屋太一君) 企業の資産面の再建についての御質問がございました。

日本の企業は、今、不良債権の処理等企業資産

の再建に懸命に努力しているところでござります

が、まだ決して十分な段階には達しておりませ

ん。ようやくこの九ヶ月期で利益の減少が下げど

まつたと言われている程度でございまして、まだ

日本的企业は、今、不良債権の処理等企業資産

の再建に懸命に努力しているところでござります

が、まだ決して十分な段階には達しておりませ

</div

ことといったしまして、この景気を一度「押し」といふことによって一般の中小企業の資産内容を改革したいと考えております。

日本の企業者の方々は、長年、嘗々として資産を積み立てまいりました。ところが、あのバルがはじけました結果、多くの土地、株式資産が失われてしまった。まことに残念なことでござりますが、今、これらにつきまして、不良債権の償却あるいは再び資産の積み上げという大変な努力をしていただいているところでございまして、我々政府といたしましても、その努力が報われますように最善の施策をとりたいと考えている次第でございます。

また、NPOにつきまして質問がございました。

NPOを中心とした企業にしてはどうかということでおざいますが、NPOのことはもともとノンプロフィットオーガニゼーション、利益を対象としていない団体でございまして、中小企業、株式会社、有限会社等、中小企業とはその発生と目的を異しております。したがって、NPOから中小企業へ直接組織がこれをするのは非常に困難を伴いますし、そのような法体系にもなっておりません。したがいまして、NPOから出発してその事業が株式会社にふさわしいものになりましたら、その段階で株式会社組織にするという道はござりますが、NPOをそのまま株式会社に転換するといふのはちょっと現在の法体系でもできません。○議長(斎藤十朗君) 答弁の補足があります。小渊内閣総理大臣。

(国務大臣小渊恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小渊恵三君) コンピューター二〇〇〇年問題に関する御質問をさせていただきます。

先ほど通産大臣の立場からの御答弁もございましたが、極めて重要な問題でござりますので、改

めて私から答弁をお許しいただきたいと思いま

す。中小企業のコンピューター西暦二〇〇〇年問題につきましては、政府としては各種の支援策を実施してきた結果、中小企業の対応状況は着実に進歩いたしております。引き続き、各種支援策の実施や危機管理計画策定の一層の促進を図るとともに、年末年始、さらには事後の影響を最小化するための支援策等を検討してまいりたいと思っております。

なお、コンピューター西暦二〇〇〇年問題の対応も含め、年末における資金需要の増大に対しては、特別保証制度の活用などを通じ、中小企業の皆様の資金繰りに万全を期してまいりたいと考えております。

お話しのように、いよいよ西暦二〇〇〇年まで五十日を切つてきておるわけでございまして、この問題につきましては気を許さず最後まで努力をいたしていかなければならぬと思っております。

国際的には、先年のAPECにおきましても、日本を中心いたしまして、Y2Kを通じまして先進国同士のこうした問題についてはほぼ問題は皆無と考えておりますが、一般的にはまだ開発途上国との間のコンピューターの連絡の問題等々考えますと、いまだ問題がなしとしないということおざいます。

また、中小企業につきましては、先般調査をいたしました結果、実はまだこれに対する回答率が極めて低いところがございました。先般政府どしが、哲学的、思想的にも困難な問題だと考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 答弁の補足があります。小

パソコン程度でございまして、そういう意味では大きな問題になるという要素もある意味では少ないという点もあるうかと思っております。

しかし、いずれにいたしましても、この問題は極めて重要であり、日にちも差し迫つてあることございますから、特に中小企業におきまして問題が発生してはいけないということで、先ほど通産大臣から御答弁させていただきましたが、あらゆる施策を講じて万端漏なきを期してまいりたい、このように考えておる次第でござります。

(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 山下芳生君登壇、拍手)

(山下芳生君登壇、拍手)

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、中小企業基本法等改正案に対し、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

日本の中小企業は全事業所の九九%を占め、労者の七八%がそこで働いています。また、世界でも群を抜く技術水準で日本の物づくりを土台から支えるとともに、地域の文化、伝統を守り、安心して住み続けられる町づくりに貢献しています。まさに中小企業は日本経済の主役であります。

そこでまず、中小企業の果たす役割について総理の認識を伺います。

中小企業基本法を改正するというのなら、こうした役割を正しく評価し、大企業中心の産業政策の補完役として中小企業を位置づけてきた歴代自民党政権の中小企業政策を根本的に転換すべきであります。ところが、改正案はこうした期待に全く逆行する内容であると言わざるを得ません。

第一に、中小企業全体の底上げを放棄し、ベン

チャード一握りの企業に支援を重点化する問題であります。

改正案は、「基本方針」の第一の柱に、「経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること」を掲げています。もちろん経営革

新は必要ですし、創業やベンチャー支援も当然であります。しかし、これらを大企業の大規模なりストラ、人減らしに対する雇用の受け皿として過大に評価することは到底できません。

今、政府が最も力を注ぐべき政策は、六百四十万に上る既存の中小企業への救済と活性化策であります。そうしてこそ雇用と地域経済を守ることができます。どうしてこそ雇用と地域経済を守ることはできないなどと答弁しました。長官は何をもって非効率、非能率な企業と言つのですか。結局、中小企業全体の一%にも満たないベンチャー企業や一部優良企業は重点的に支援するが、圧倒的多数の既存の中小企業は非効率、非能率のものに見捨てるということではありませんか。総理、経企庁長官の答弁を求めます。

戦後最悪の不況の中、中小企業は経営努力を日々懸命に続けています。それでも消費税増税による売り上げの減少、大企業の下請切り捨てや大型店の出店に苦しみ、存立の危機に立たされているのであります。こうした企業を全体として支援することこそ中小企業政策の中心柱に据えるべきではあります。

とりわけ、我が国中小企業の七割を占める小規模事業者や個人事業者に対する支援は重要であります。SOHOの関係者からも、安心して仕事に打ち込むことができるよう、取引上立場の弱い個人事業者を守る法律をとか、病気やけがで入院した際の公的補償制度の創設をなどの提言がされています。今現に事業を営んでいる小規模事業者のこうした不安を解消してこそ、広く国民に創業意欲が芽生え、開業が進むと思いますが、いかがですか。

第二は、大企業の横暴から中小企業を守るルールを一層弱める問題であります。

改正案は、現行法の前文や第一条に掲げられた「中小企業の経済的社会的制約による不利を是正する」との条文をはつきり削除しています。しか

し、全国中小企業団体中央会の下請動向調査によると、調査した九つの業界のうち、すべての業界で親企業からのコストダウンを迫られ、八つの業界で下請企業の選別が進行しています。

中小企業の不利は是正どころか大企業の横暴によってますます拡大しているではありませんか。これを放置したのでは、日本の経済と社会を土台から破壊することになります。実際、大企業のリストラによる下請の切り捨て、果てしないコストダウンの押しつけが物づくり基盤技術の継承さえ危うくしています。日本共産党は、雇用対策として、大規模なリストラに対し、自治体との協議や計画の変更、中止の勧告ができるリストラアセスメント法をつくるべきだと提案してきましたが、これは下請問題でも重要であります。現にヨーロッパでは、工場閉鎖などに対し、事前の情報開示と労働者との協議を義務づけるなどEU指令でリストラを規制しているのであります。日本でも、日産の空前のリストラ計画に対し、経済界のトップから隣の家を壊してまでも自分の家の火を消すやり方は受け入れられないなどの批判が起っています。

総理、リストラは経営にかかるもの、法制化は適当でないなどと傍観するのではなく、日本経済の健全な発展を図る立場から、大企業のリストラ、人減らしに対する適正な規制に踏み切るべきではありませんか。政治の力をこの分野でこそ発揮すべきではありませんか。明確な答弁を求めます。

大型店の身勝手な出店や撤退を規制し、商店街、中小売店の振興を図ることも急務であります。九〇年代、ヨーロッパ各国は、需給調整などの経済的規制と生活環境などの社会的規制の両面から、大型店の出店規制を強化しています。また先日は、米国式の市場原理を導入すると弱肉強食で強いものだけが生き残り、結果的にはその横暴で消費者にも迷惑がかかるなどの反省の弁とともに、自民党内に規制緩和を見直す会が発足したと申上げます。

〔國務大臣小淵恵三君登壇、拍手〕

○國務大臣小淵恵三君登壇、拍手

中小企業の日本経済における役割についてお尋ねがありました。澤大蔵大臣は、中小企業と名のついたものだけが中小企業対策費ではないなどと強弁しましたが、これは言いわけにもなりません。総理、あなたが本気で中小企業は我が国経済のダイナミズムの源泉と言うのなら、中小企業予算を思い切って拡充すべきではありませんか。

地域に根差した事業活動を営む中小企業にとって、地方自治体の中小企業対策の充実は大変切実な願いであります。東京・墨田区では、中小企業セントラルを拠点に技術研修や新製品開発のための異業種交流、受注の仲介など親身な経営支援をしておりますが、国から都からもほとんど補助はありません。大阪・東大阪市でも、実効ある中小企業対策に向け、先月から市内全事業所の訪問実態調査を独自に始めました。改正案は地方自治体との役割分担を強調していますが、それならこうした積極的努力を行う自治体への財政的支援も拡充すべきではありませんか。

近年、ILO、OECDで中小企業や自営業の促進に関する決議、勧告が相次いでなされています。中小企業が雇用や地域経済発展に果たす積極的な役割が再評価されているのであります。

二十一世紀は中小企業の時代、これが世界の流れです。日本共産党は、中小企業に眞に光の当たる政治を口にし奮闘することを表明し、質問を終ります。(拍手)

このため、新基本法におきましては、経営基盤の強化を重点施策として位置づけ、施策の推進に努めてまいります。

中小企業は、企業数で九九%、従業者数で六%を占める存在であり、地域に根差した小規模企業もあれば、成長分野での飛躍を目指すベンチャー企業もあります。私は、こうした多様な中小企業が雇用を生み出す主役となり、日本経済の牽引力として活躍していただきたいと思っております。

新基本法では、中小企業を我が国経済の活力の維持及び強化の上で重要な役割を有するものと位置づけており、私としては、中小企業の振興に全力で取り組み、日本経済の新生をなし遂げたいと思います。

既存中小企業者に対する支援についての御質問がありました。

中小企業の中には、成長分野での飛躍を目指すベンチャー企業もあれば、地域に根差した小規模企業もあります。また、未来を志向して創業を志す方々も多数おられます。これらの中小企業等は、新たな雇用や産業を生み出す担い手、いわば我が国経済のダイナミズムの源泉であると考えております。

このような認識のもと、新基本法では、中小企業の自助努力を支援するとの原則に立ち、ベンチャー企業や創業者のみならず、懸命に経営向上に努力されている既存の中小企業を含む多様な中小企業に対して、その政策ニーズに応じたきめ細かな政策展開を図ることをいたしております。

小規模企業などの支援についてのお尋ねであります。日本は、その自助努力に対し支援し、創業の促進、経営の向上を図るべきものであると考えております。

今般の経済新生対策におきましても、創業者や小規模企業等を対象とする無利子設備資金貸付制度を創設するなど、施策の充実に努めております。また、中小企業が適切かつ公正な取引環境のもとで新たな開業を含めた健全な発展が遂げられるよう、下請代金の支払い遅延の防止等の取引適正化対策を重要課題として位置づけ、その対策に取り組んでまいります。

中小企業の不利は拡大しておるのはいかないかと御質問でしたが、中小企業と大企業の間に生産性等の格差があるのは事実であり、中小企業の生産性の向上は引き続き重要な政策課題であると考えております。

このため、新基本法におきましては、経営基盤の強化を重点施策として位置づけ、施策の推進に努めてまいります。

議員が御指摘になりました現行基本法の政策理念としての格差の是正や不利の是正は、中小企業を画一的にとらえており、その実態を是正すべきという考え方であります。しかし、実際には、中小企業は多様で活力ある存在であり、我が国経済の活力の源泉と正面から位置づけることがより適切であると考えます。

大規模なリストラに関する対応についてお尋ねがあります。

リストラは企業の経営にかかるものであります。中小企業が地域の経済や雇用に大きな影響を及ぼす場合には、企業と自治体との協議がなされるることは重要と考えます。

政府としては、企業や経営者団体に対して、従業員の雇用の安定に向けての最大限の努力を求めるとともに、雇用の安定等の面から必要な指導、援助を行うなど、雇用対策に万全を期してまいります。

なお、今回の経済新生対策におきましても、大規模なリストラの実施により大きな影響を受ける地域における雇用創出を図るために、特定地域・下請企業離職者雇用創出奨励金、仮称であります、これを創設することをいたしましたところであります。

お尋ねの大型店の出店に関する規制であります

の観点からの規制が主流となっておりまして、昨年の都市計画法の改正と大店立地法の制定による計画的な町づくりとともに、商店街を魅力あるものとすることが重要であり、中心市街地活性化法等により、対策の着実な実施に努めてまいります。

また、商店街や中小売店の振興のためには、我が国の対応はこれと同様の観点に立つたものと考えております。

中小企業予算についてのお尋ねがありました。が、中小企業対策費が一般歳出予算額に占める比率は、中小企業基本法が制定されました昭和三十八年以来、おむね1%以下で推移しておりますが、政府としては、毎年度、予算の効率的な使用に努めるとともに、必要な予算を確保してまいりました。

このほか、中小企業対策費以外にも、中小企業向け官公需や中小企業技術革新制度、SBIRなど、中小企業の方々に役立っている予算があり、こうした取り組みも含め、今後とも、必要な中小企業対策費の確保に十分意を用いてまいります。

最後に、国と地方公共団体の役割分担についてのお尋ねでありましたが、今後の中小企業施策におきましては、地方公共団体を国と同様に重要な政策主体と位置づけ、地域の実態に応じたきめ細かな施策を講じていただくことといたしております。

具体的には、中小企業に対する相談窓口機能が発揮し得るよう、全国各地に支援拠点や都道府県支援センターの整備を進め、国としてその体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣堀屋太一君登壇、拍手)

○國務大臣(堀屋太一君) 私が著しく非効率、非能率な企業をいつまでも限りなく保護することはできないという趣旨のことを申し上げた件につきまして御質問がございました。

商店街や中小売店の振興のためには、計画的な町づくりとともに、商店街を魅力あるものとすることが重要であり、中心市街地活性化法等により、対策の着実な実施に努めてまいります。

また、商店街や中小売店の振興のためには、我が国の対応はこれと同様の観点に立つたものと考えております。

中小企業予算についてのお尋ねがありました。が、中小企業対策費が一般歳出予算額に占める比率は、中小企業基本法が制定されました昭和三十八年以来、おむね1%以下で推移しておりますが、政府としては、毎年度、予算の効率的な使用に努めるとともに、必要な予算を確保してまいりました。

このほか、中小企業対策費以外にも、中小企業向け官公需や中小企業技術革新制度、SBIRなど、中小企業の方々に役立っている予算があり、こうした取り組みも含め、今後とも、必要な中小企業対策費の確保に十分意を用いてまいります。

最後に、国と地方公共団体の役割分担についてのお尋ねでありましたが、今後の中小企業施策におきましては、地方公共団体を国と同様に重要な政策主体と位置づけ、地域の実態に応じたきめ細かな施策を講じていただくことといたしております。

具体的には、中小企業に対する相談窓口機能が発揮し得るよう、全国各地に支援拠点や都道府県支援センターの整備を進め、国としてその体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣堀屋太一君登壇、拍手)

○國務大臣(堀屋太一君) 私が著しく非効率、非能率な企業をいつまでも限りなく保護することはできないという趣旨のことを申し上げた件につきまして御質問がございました。

小渕内閣は、発足以来、中小企業の金融、政府系金融の拡大や借入保証枠、特別保証枠の新設、拡大等、中小企業対策につきましては特段の配慮をしてまいりましたつもりであります。

しかし、中小企業基本法が制定されました一九六三年当時から世の中は大きく変わりました。当時、日本は、規格大量生産を目指して、大きいことはいいことだ、規模が小さいことは不利なことだと、そういう発想を持っておりました。

ところが、現在になりますと、量の大小によって企業の強弱あるいは経営の優劣が決まるものではございません。企業の競争を左右するのは知恵であり技術であり特色であるという時代に変わつてまいりました。

私は、中小企業の大半は著しく非効率、非能率などとは思っておりませんで、それその経営者、従業員の方々が懸命の努力をしていただいている結果、日本の国民生活、消費生活に非常に役立つ、効率的ですぐれた供給をしていただいていると考へております。

そうした中において、中小企業が小さいがゆえにやはり市場で不利になる面もございます。そういった人材とか資金とか情報、技術等につきまして円滑な確保ができるよう、経営環境の変化にも対応しやすいように、これらの側面を補足するような政策を今回の中小企業施策でもつていています。

しかししながら、さまざまな政策を講じましては、やはり市場で不利になる面もございます。そういった人材とか資金とか情報、技術等につきまして円滑な確保ができるよう、経営環境の変化にも対応しやすいように、これらの側面を補足するような政策を今回の中小企業施策でもつていています。

そのため、中小企業の生産性や取引条件の向上を図るさまざまな施策を展開してきたにもかかわらず、不利、格差は依然として解決されません。中小企業政策の重要な柱である大企業と中小企業との格差解消や不公正取引の是正といった政策目標は、改正案において、また基本理念において、どのように位置づけられているのでしょうか。通産大臣の明確なお答えをお願いします。

しかし、これまで中小企業の生産性や取引条件の向上を図るさまざまな施策を展開してきたにもかかわらず、不利、格差は依然として解決されません。中小企業政策の重要な柱である大企業と中小企業との格差解消や不公正取引条件の是正といった政策目標は、改正案において、また基本理念において、どのように位置づけられているのでしょうか。通産大臣の明確なお答えをお願いします。

このように、格差や不公正取引が存在しているのに、なぜ基本法の改正案で格差是正という政策の基本理念を転換するのでしょうか。政府は、スケールメリットを追求するような格差是正策が時代にそぐわないでので、中小企業の自助努力を支援する中で全体として日本経済の活性化を図ることでそしやつています。

政府は、現在の中小企業について、一時の厳しさを脱したものの回復は遅いと、その経営環境を分析しておられます。私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりました中小企業基本法等の一部を改正する法律案について、関係大臣に質問いたします。

○三重野栄子君(三重野栄子君登壇、拍手)

〔三重野栄子君登壇、拍手〕

○三重野栄子君(三重野栄子君登壇、拍手)

〔三重野栄子君登壇、拍手〕

中小企業を取り巻く経営環境や雇用情勢は、現下の未曾有の長期不況も加わり、これまでになく厳しいものとなっています。歯抜けたようにシャッターを閉める商店街や、親企業から横暴な要求を突きつけられる下請業者など、全国の中小企業者が不況のしわ寄せに苦しんでいます。一時の厳しさを脱したなどという表現をなさるのは、起業・ベンチャー支援への転換を進める政府の意頭に元気なベンチャー企業しかないのでと考えざるを得ません。

まずお伺いしたいのは、とりわけ小規模企業や個人事業者を取り巻く厳しい経営環境をどう御認識なさっているのか、小渕総理大臣の御所見を求めておきます。

こうした厳しい経営環境を見るまでもなく、中小企業は、大企業との圧倒的な格差を前提とせざるを得ず、経済的には弱者であり、その経営基盤は依然として脆弱であります。大企業と中小企業の間に敵然と存在する格差や不公平取引について

るなどということは考えたこともありませんし、小渕内閣は全くしておりません。

現に、今回の中小企業の措置を多様化いたしまして、ベンチャービジネスのみならず、中小規模企業を含め、さまざまなタイプにそれぞれのニーズに合った施策を対応していくものと承知しております。(拍手)

規模企業を含め、さまざまなタイプにそれぞれのニーズに合った施策を対応していくものと承知しております。(拍手)

このように、格差や不公正取引が存在しているのに、なぜ基本法の改正案で格差是正という政策の基本理念を転換するのでしょうか。政府は、スケールメリットを追求するような格差是正策が時代にそぐわないでので、中小企業の自助努力を支援する中で全体として日本経済の活性化を図ることでそしやつています。

しかし、これまで中小企業の生産性や取引条件の向上を図るさまざまな施策を展開してきたにもかかわらず、不利、格差は依然として解決されません。中小企業政策の重要な柱である大企業と中小企業との格差解消や不公正取引条件の是正といった政策目標は、改正案において、また基本理念において、どのように位置づけられているのでしょうか。通産大臣の明確なお答えをお願いします。

このため社民党は、中小企業の定義を個人、小規模、中小、中堅などに細分化して、十分な財源をもつて各規模別にきめ細かな施策を講じるべきと繰り返し主張してまいりました。とりわけ創業や雇用の中心であり、最も政策的な援助を必要としている小規模・零細企業については、手厚い総合的な支援がこれまで以上に不可欠になります。

しかし政府は、定義を細分化すれば施策が煩雑になり利用しにくくなると一顧だにしないだけで

なく、改正案第八条には小規模企業への配慮が掲げてあり、施策も従来どおり展開するから小規模対策は万全だとおっしゃるばかりです。小規模・零細事業者の不安や心配を解消することは到底できません。

従来は中堅とされてきた企業やベンチャー企業などとは区別する形で小規模・零細事業者を明確に位置づけるとともに、少なくとも小規模・零細事業者に対する支援策を拡充し、制度整備を進めながら予算を抜本的にふやすと明言していただきたいと考えますが、通産大臣の明確な御見解をお伺いいたします。

下請業者は、工事の作業日程や請負代金などの全般にわたって上位の業者の言いなりにならざるを得ないのが現状であります。最近では、もともとの請負契約さえ踏みにじって、工事代金が約束どおり支払われないなどのいわゆる下請いじめが激増していると言われておりまして、深刻な問題を引き起こしています。下請いじめをなくすために、実際に起きていく事案につきまして行政が関与できる仕組みをどのように確保すべきかが問われるはずです。

建設業の下請取引問題については、まず建設業において建設省が担当し、問題ありと判断すれば公正取引委員会に措置請求する仕組みになっています。しかし、一九四九年に建設業法が制定されて以来、建設省から公正取引委員会に措置請求されたことは残念ながら一遍もなかったのではないか。これまでの建設省の取り組みも含めまして、建設大臣の御見解を伺います。

社民党は、地域で頑張る身近な中小企業、とりわけ地域の女性や中高年、障害者の方々が行う生活基盤型の創業、経営を積極的に支援することを主張してまいりました。

国として、中小企業を景気回復の先導役、雇用の受け皿としてとらえるのなら、これからの中ベンチャー支援はこうした生活基盤型の創業支援を中心据え、かつ、この大前提の課題として、中小企業の抱える不利益止、格差解消に向けた施策や制度の拡充について、これまで以上に取り組むことが求められています。

中小企業予算は二千億円、国の予算の一%にも満たない現状にあります。補助的に展開されてきた従来の中小企業政策を、経済政策、雇用創出の中心として抜本的に位置づけ直すことが必要と考えますが、小沢総理大臣の御決意をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○國務大臣(小淵恵三君) 三重野栄子議員にお答え申します。

中小企業、小規模企業や個人事業者の経営環境について御質問がございました。

中小企業の業況は、過去最低を記録した昨年末からは回復しているものの、昭和六十年の円高不況期と比べても極めて厳しく、設備投資や雇用を見ても極めてこれまで厳しい状況にあります。しかし、結果としての指標において、おっしゃるとおり格差があることは事実でございます。新基本法におきましては、従来の格差の是正や公正な取引条件の是正として位置づけられていましたが、この政策体系として位置づけることにいたしました。

建設省と連携をとりながら、適正にそして厳正に對処してまいる覚悟であります。(拍手)

政策の柱に据えております。また、先日決定をいたしました経済新生対策では、中小企業等金融対策として七兆円超の事業規模を確保する等、政府全体として産業と雇用を生み出す中小企業政策の推進に全力を挙げてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○國務大臣(深谷隆司君) 三重野栄子議員にお答えいたします。

中小企業政策の理念の転換はどういうわけかと申しますが、現在までの基本法というのと、三十年代にありましたいわゆる大企業と中小企業という経済の二重構造、大企業近代的、中小企業非近代的、その実態を変えるのが大事だといふそんな観点であります。しかし、あれから時代が変わって環境も大きく変わりまして、今や中小企業は経済の活力の源泉だ、雇用の創出の源泉だという、真っ正面からとらえようという考え方でございます。

しかし、結果としての指標において、おっしゃるとおり格差があることは事実でございます。新基本法におきましては、従来の格差の是正や公正な取引条件の是正として位置づけられていましたが、この政策体系として位置づけることにいたしました。

今後とも、不公平な下請取引につきましては、具体的に申し上げますと、建設省と共同いたしまして、元請及びその下請について報告徵収を行ふ。その結果問題があつた場合には、元請に対して改善指導を行うとともに、必要に応じて立入検査等を行っております。

建設省と連携をとりながら、適正にそして厳正に

対処してまいる覚悟であります。(拍手)

○國務大臣(中山正輝君) 三重野栄子先生にお答え申します。

建設業における下請取引の適正化についてお尋ねがあつたわけでございますが、今、通産大臣からお答えがありましたように、建設省といたしましてはこれまで、元請・下請間の取引の適正化について、書面による契約の締結、そしてまた現金払いの促進及び手形期間の短縮等について通達による指導、そしてまた講習会の実施を行ふとともに、下請代金の支払い状況等に関する実態調査を行いまして、五十八万社あると言われておりますが、一社が倒産をする三社ができるという

が例えば経済資源の確保が困難であるという点の事情を踏まえて、金融であるとか税制などについて必要な考慮を払うべき旨を明示的に新基本法の第八条で規定をいたしております。

また、小企業、零細企業の経営革新等を支援するための全国三百六所における支援センター、これはいわゆるワンストップサービスという内容を整えていこう、あるいは小規模企業のための設備導入資金助成制度を整備して、そして小規模零細企業に一層の支援を図ろうと考えているところでございます。

三番目は、建設工事の請負における下請取引の適正化についてのお尋ねですが、通商産業省としては、建設業法に基づいて厳正な対処をいたしました。

具体的に申し上げますと、建設省と共同いたしまして、元請及びその下請について報告徵収を行ふ。その結果問題があつた場合には、元請に対して改善指導を行うとともに、必要に応じて立入検査等を行っております。

建設省と連携をとりながら、適正にそして厳正に

中小企業基本法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

—

今回の制度の延長に当たりましては、原則として貸し渋り対策ではござりますけれども、来年度分につきましては、雇用の増大であるとか、販売、生産、仕入れ面における改善といったような建設的な要件もその条件の中に加えていくつもりでございまして、これによって多くの中小企業者がさらに経済構造改革に向け前向きに努力されしていくような、それを支えるような体制をつくってまいりたいと思っております。

最後の質問は、ベンチャーエンタープライズの育成に当たつて起業家を尊敬するような風土がないのではないかという御指摘ですが、これも私は同感であります。

るいは創出ベンチャーに果敢に取り組む人々に対する積極的な応援を行うとともに、先ほどその状況を顕彰せよということございましたが、例えば通商産業大臣賞の表彰を行なうなど今までやつてまいりましたけれども、これを継続、拡大していくべきだと思っております。

また、子供のころからこのような起業家精神を涵養することは大事でございまして、これは、たゞいま文部省も教材の開発とか起業家教育のための対応を考えているようございますので、文部省ともよく連携をとりながら、こういうようなベンチャー企業が社会的に尊敬されるような風土をつくってまいりたいと思っております。

○國務大臣（堺屋太一君） 経済企画庁では景気は緩やかに回復していると報告しているが、中小企業の実際の景状感はもっと厳しいのではないかという御質問がございました。

我が國経済の最近の動向を見ますと、民間需要の回復は依然として弱く、厳しい状況をなお脱しておませんが、各種の政策効果が浸透いたしまして、アジア経済の回復で輸出が伸びたこともございまして、やや緩やかに改善しています。

したがいまして、これからは景気回復に一層の努力をいたしますとともに、今般発表いたしました経済新生対策の中でも、中小企業・ベンチャー企業対策を中心的な課題といたしまして、一日も早く景気の回復、中小企業政策の強力な推進を実施したいと考えている次第でござります。(拍手) ○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

本日はこれにて散会いたしま
午前十一時五十七分散会

出席者は左のとおり。

鶴保	渡辺	岩本	孝男君	庸介君	魚住裕
阿曾田	森山	福本	莊太君	潤一君	裕君
大森	礼子君	末広	まさき	君	清君
まき	君	まき	まさき	君	君
水野	加藤	沢	たまき君	山崎	中島
誠	修一君	修一君	修一君	山本	入澤
一君				肇君	啓雄君

高橋 益田 洋介君
長谷川道郎君 博師君
菅川 健二君
戸田 邦司君
弘友 和夫君
山下 一君
堂本 晓子君
泉 信也君
笠 勝之君
木庭健太郎君
田名部匡省君
星野 明市君
浜四津敏子君
國井 浜田阜二郎君
白浜 一良君
脇 雅史君
山内 俊夫君
森田 次夫君
仲道 俊哉君
岩瀬 正幸君
市川 良三君
畠 一朗君
保坂 恵君
河本 三蔵君
阿部 公平君
矢野 正俊君
哲朗君
英典君
秀善君
谷川 公成君
上野 秀善君
佐藤 泰三君
松谷蒼一郎君
久世 公義君
西田 吉義君
清水嘉与子君
田中 直紀君

月原	松海野	奥村	但馬	荒木	松岡	風間	森本	椎名	渡辺	扇	統	鶴岡	秀昭君	見司君	義孝君	三君展	貞夫君	久美君	清寛君	男房君	君	皓祐君
内陣	青木	附林	鴻池	岡	加藤	武見	山崎	南野	岩永	三浦	常田	田浦	大野	水島	斎藤	山下	依田	森下	世耕	鶴岡	秀昭君	見司君
主君	義雄君	正成君	正定君	正昭君	敬三君	浩美君	一水君	知惠子君	直君	享詳君	裕君	善彦君	智治君	弘成君	千景君	秀央君	素夫君	訓弘君	洋君	秀央君	義孝君	皓祐君
家臣	須藤良太郎君	正成君	正定君	正昭君	敬三君	浩美君	一水君	知惠子君	直君	享詳君	裕君	善彦君	智治君	弘成君	千景君	秀央君	素夫君	訓弘君	洋君	秀央君	義孝君	皓祐君

官 報 (号 外)

平成十一年十一月十七日 参議院会議録第五号

議長の報告事項

決算委員

該土地の所有者の認定方法に関する質問主意書

(山下八洲夫君提出)

行政監視委員
主任

逃亡は隠する質問主意書(中村義夫君提出)
昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞

議院運営委員 堂本曉子君 田名部匡省君

阿部 幸代君 辞任
市田 忠義君 捕欠

岡崎トミ子君 藤井俊男君

市田 忠義君 阿部 幸代君

行政監視委員会
理事 岩井 國臣君
(塙崎恭久君の補欠)

吉村剛太郎君
八田ひろ子君
立木 鈴木 正孝君
洋君

理事 江田 五月君（千葉景子君の補欠）

國民富強系實業
統 訓弘君 福本潤一君

サリン等による人身被害の防止に関する法律の
た。

鈴木 正孝君
吉村剛太郎君

(第4号)
日議長は、次の内閣提出案を外交・防衛委員会

經濟・產業委員
辯任

承認を求めるの件(閣条第一号)

予算委員
辞任
補欠

国際二一七一協定の有效期間の延長の取扱いについて承認を求めるの件(閣条第一二号)

齊藤 滋宣君
浅尾一郎君
尾辻 秀久君
北澤 美吉君

状に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)
国土調査法に基づく地籍調査において新たに土地の表示の登記をするべき土地を発見した際の当

平成九年十一月二十一日に実施された名護住民投票でも拒絶された。稲嶺恵一現沖縄県知事も知事のであるから、海上ヘリ基地案は沖縄県民の総意として拒否されたものと理解すべきである。

最終報告における米軍普天間飛行場代替施設建設が未だに実行に移されないのは、移設先を沖縄県内に限定しているからである。

去る十月二十三日、「普天間基地・那覇軍港の県内移設に反対する県民大会」(主催・基地の県内移設に反対する県民会議)が開催され、一万二千人が参加した。

私は、米軍普天間飛行場の代替施設は、沖縄県内ではなく、県外に移すべきと考える。戦後五十四年、膨大な米軍基地の提供を強いられ、わが国の安全保障のための犠牲と負担を強いられてきた沖縄に新たな基地を建設することは絶対に容認できない。これが、素直な県民の総意であると信ずる。

よつて、次の点について質問する。

一、平成十一年十月二十三日、青木幹雄官房長官、河野洋平外務大臣、野中広務自民党幹事長代理が稲嶺恵一沖縄県知事と面談した折、稲嶺知事から米軍普天間飛行場移設候補地の提示の際には「軍民共用と十五年の使用期限を条件として提示する」と伝伝えられた、とマスコミで報ぜられているが、それは事実か明らかにされたい。

二、私は、平成十一年一月十日、「米軍普天間飛行場返還に伴う代替施設としての海上ヘリ基地建設に関する質問主意書」を提出した。

この質問主意書で「米軍普天間飛行場の代替施設は、予めその使用期限を定めることは可能か。」と質したのに対し、政府は、同年二月二十六日付け答弁書で「一般論として申し上げれ

三、同じく、私の前記質問主意書で「米軍普天間飛行場の返還に伴う代替施設は、軍民共用が可能な施設であるとの日米間の合意があったのか。」と質したのに対し、政府は、「指摘のような日米政府間の合意はない。」と返答している。

また、政府は、最終報告における海上ヘリ基地案の採用について、「安全、騒音、運用、技術的側面、環境及び経費の要素を考慮しつつ、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質に配慮するとの観点から、最善の選択肢であると判断されたものである。」とも返答している。

ところが、稲嶺知事は、米軍普天間飛行場の代替施設の使用形態を「軍民共用」にするとの条件を、自らの譲れぬ公約として政府に提示する旨明言している。

最終報告における米軍普天間飛行場の代替施設は「軍民共用」とするとの日米両政府の合意はあるか、ないとするなら「軍民共用」とすることについての新たな日米両政府の合意形成を図る意思があるか明らかにされた。

四、米軍普天間飛行場の代替施設に関し、最終報告で提示された海上ヘリ基地案とは別に、陸上案、埋立案等が取りざたされている。

海上ヘリ基地案以外の建設案が稲嶺知事から提案された場合、日米両政府間の合意形成の作業はいかなる手順で進められるのか明らかにされたい。

右質問する。

ば、使用期限を明示することについては、将来の国際情勢など様々な要因とも関連するため、困難であると考えている。」と返答している。

そこで、一般論ではなく、具體論として、最終報告における米軍普天間飛行場の代替施設は予め十五年の使用期限を定めることは可能か明らかにされたい。

平成十一年十一月十二日

内閣総理大臣 小渕 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員照屋寛徳君提出米軍普天間飛行場返還に伴う代替施設の使用期限及び使用形態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員照屋寛徳君提出米軍普天間飛行場返還に伴う代替施設の使用期限及び使用形態に関する質問に対する答弁書

一について

普天間飛行場の返還に伴う代替施設を軍民共用とすること及びアメリカ合衆国軍隊の使用期間を十五年に限定することが必要である旨の稲嶺沖縄県知事の発言が、平成十一年十月二十八日、青木内閣官房長官及び野中自民党幹事長代理と同知事との会談の際になされたことは事実である。

二及び三について

普天間飛行場の移設返還問題に関しては、現在、沖縄県において検討している段階であるので、御質問に対する回答は困難である。

三について

御指摘のような日米政府間の合意はない。在、沖縄県において検討している段階であるので、御質問に対する回答は困難である。

普天間飛行場の移設返還問題に関しては、現在、沖縄県において検討している段階であるので、新たな日米間の合意形成を図る意思があるかとの御質問に対する回答は困難である。

第二号中止誤

ペシ 段 行 誤 正

一 四から 事実さへ 事実さえ

官 報 (号 外)

平成十一年十一月十七日 参議院会議録第五号

明治三十五年三月三日
郵便物認可

発行所
二東京一
番四都〇五
大港区虎ノ門一丁目
藏省印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
(本体) 二
一一五円
一〇巴